

中央会 機関誌

CROSSTALK

Vol. **74** 2020.2



（松江市美保関町）諸手船神事

諸手船（もろたぶね）神事。事代主命（ことしろぬしのみこと）の国譲り神話に由来する美保神社の神事である。毎年12月3日に行われ、前夜には宵祭を、当日午前中には新嘗祭を行った後、午後より諸手船に乗り美保関港を往来する。乗り手は二手に分かれ、互いに水を掛け合いながら対岸の客人社の麓から宮瀬までを三度往復する。船の舳先にはマッカとよばれる剣が立ててあり、乗り手たちは神社から客人社までを往復しながら、どちらが先にマッカを神前に捧げられるかを競う。これに続く神事として、毎年4月7日には同神社で青柴垣（あおふしがき）神事が行われる。

諸手船は古代の造船技法を伝える貴重な資料であり、その古型は昭和30年2月に「くり抜きおもき造り」として国の重要有形民俗文化財に指定され、伝統継承において重要な役割を担っている。

引用元：島根県観光写真ギャラリー／参考：美保関地域観光振興協議会公式ホームページ

島根県中小企業団体中央会



島根県中央会HP



〈巻頭特集〉組合紹介

激甚化する 自然災害時の“最後の砦”

今月は、島根県石油協同組合をご紹介します。

島根県石油協同組合は、県内のガソリンスタンドなど石油製品販売業者で組織する団体です。組合員サービスステーション（以下、SS）では、ガソリン・軽油・重油・灯油等の燃料油販売、自動車の点検整備や「困ったときのSS110番」などの社会貢献活動にも積極的に取り組んでいます。

今回は、平成31年度「業界別持続化支援事業」の一環で実施された「災害時対応マニュアル」策定についてお話を伺いました。

当事業に取り組むことになった経緯

近年、東日本大震災や西日本豪雨災害、台風19号による洪水被害など頻繁に大規模自然災害が発生し、日本各地に甚大な被害をもたらしました。被災した地域においては、SSが懸命に住民への燃料油の安定供給を続け、また、病院・福祉施設等への緊急配送を昼夜を問わず行い、地域を守ってきました。こうした取り組みをより的確に進めるためには、国や県、全国石油商業組合連合会、県石油組合、SSが連携を図りながら対応していくことが重要であります。

このため、SSが関係機関と連携を図り、ライフラインを支えるエネルギー供給の「最後の砦」として社会的役割を果たすため、災害時の対応手順等を定めた「災害時対応マニュアル」を策定することとしました。

先進県視察によって顕在化した課題

「災害時対応マニュアル」の策定にあたって、まず、全国に先駆けてマニュアルを作成された神奈川県石油業協同組合を訪問しました。神奈川県石と県内SSは実際に東日本大震災を経験されており、極めて貴重なお話を伺うことができました。停電時の手回しによる給油、給油待ちの車列への対応、スタッフの肉体的・精神的な疲労、燃料油の売れ切れによる消費者とのトラブルなど、参考となる事項は多岐にわたりました。

神奈川県石との意見交換を通して浮き彫りになった問題点や課題について一つひとつ検証し、マニュアル策定にあたっては、常に「島根県独自の課題は何か」を念頭に置きながら、災害時のSSの果たす役割とその対応について検討しました。

「災害時対応マニュアル」策定にあたって

「災害時対応マニュアル」を貫く基本的な考えは、まず「人命尊重」であり、スタッフとお客様の安全確保、人命救助、そしてスタッフの家族の安否確認を最優先とし、その後、可能な限り燃料供給を行うということです。

この基本方針をマニュアルの冒頭に明記しました。マニュアルは、【事前準備編】、【発災時対応編】、【燃料供給再開編】、【資料編】の4部構成とし、読まれる皆さんにとって分かり易いように工夫しました。資料編には、「災害時役割分担表」、「被災状況調査・報告書」などを掲載し、これをコピーして活用できるように使い勝手の良いものとししました。

また、防災コンサルタントの指導・協力も逐次受け、より具体的できめ細かいマニュアルとなるように努めました。



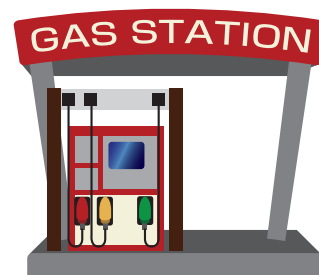
業界別持続化支援事業、災害時対応マニュアル策定に取り組んで

今日、大規模な自然災害はいつどこで発生してもおかしくない状況にあります。このため、常々災害発生時にSSが的確に対応するためのマニュアルの作成は必要と考えていましたが、予算的な制約から踏み出すことができませんでした。この度、中央会から「業界別持続化支援事業」のお話があり、マニュアル策定に取り組んだところでした。中央会の担当者からは丁寧なご指導をいただき、満足できるマニュアルができたものと思っています。今後は、SSがマニュアルに記載された内容を熟知され、災害が発生した際には適切な対応をされますことを願っております。

ありがとうございました。

組合情報

名 称：島根県石油協同組合
所 在 地：〒690-0048 島根県松江市西嫁島三丁目5番25号
組合員数：178名（H31.3.31現在）
事業内容：共同購買、共済事業、共同受注事業、共同機器点検事業
金融対策事業、土壌汚染環境対策事業等



RPAで仕事が変わる

Robotic Process Automation

第4回 RPAツールの活用成功のために



H-ITCom 代表
廣澤 博

《プロフィール》

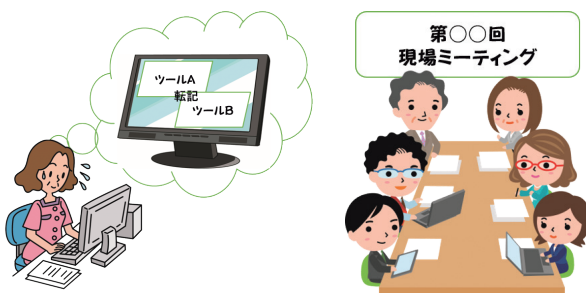
ITコーディネータ（経済産業省推進資格）
総務省電子政府推進員
日本感性工学会 会員
専門分野：経営改善・業務改善支援、
事業計画・戦略マップ作成支援、
情報教育支援・IT導入支援
h-info@h-itcom.com

● RPAツールは万能ツールではない

2回にわたり県内のIT企業2社が提供するRPAツールを紹介しながら、企業視点での注意点、利用のために必要な準備などを書かせて頂きました。各社同様の意見として、RPAツールには得意な分野と不得意な分野があるため、導入により改善できる業務はあるものの、業務の流れを理解し、適用可能な部分を事前に確認しておく必要があるというお話でした。

RPAツールの得意な分野は、今まで定型業務化できそうなのに困難であった業務を、柔軟に変化させて自動化するという分野です。例えば、Aというツールの結果をBというツールに入力したい。しかしツール間のデータ連携が存在しないため、Aで画面上に表示させた必要なデータを手作業でBというツールに入力していたというような分野になります。RPAツールは、このような分野を自動化するのが得意です。つまり、単純もしくは一定の分岐処理でルール化できる業務を得意としています。反対に、複雑な例外処理が発生するようなルール化が難しい業務分野は不得手です。

ネット上では、RPAツールの活用がコスト改善になったという記事をよく見かけます。ここで間違っていないのは、RPAツールを導入したからコスト改善になったのではなく、まず業務をルール化させ、そこにRPAツールを導入したからということになるのです。



● 現場からの情報が正しい導入のための鍵になる

「残業を減らしたいのに処理すべき仕事が残っていて減らせない」「RPAツールを入れて対応しないといけないのでは」というお話を伺います。確かにシステムに起因する場合もあるのですが、現場から情報をヒアリングすると、そうではない場合もあります。

例えば、「いつの間にか現場の運用ルールが変わってしまい不要な伝票発行が行われていた。その伝票のために正しい管理ができなくなり金額差異が発生した。結果として確認作業という新たな業務が発生するようになった。」というようなこともあります。別業務がいつの頃からか追加されてしまえば、通常業務に負荷を与えるようになるのは当然と言えます。このような状況下では、ルール化されているからと言ってRPAツールを導入しても明確な改善は見えないでしょう。

現場からの情報こそが課題の鍵であると考えて頂ければ、業務の適切な整理がなされ、RPAツールの正しい適用部分を抽出することができるのではないのでしょうか。

● RPAツールは現場負担を抑えた活用を

今まで、業務改善やそれに伴う業務変更を行うと、システム改修や新システム導入などが発生していたかと思います。このようなシステム変更の場合、金銭的コストが掛かるだけではなく、現場利用者がシステムの操作方法に慣れるなど時間的コストも必要になります。対して、今回取り上げてきたRPAツールは、正しく適用すれば、既存システムをそのまま利用し、業務整理によってルール化された処理を効率よく自動化するツールであるため、金銭的にも時間的にも負担を抑えることが出来ます。RPAツールありきで導入せず、現場負担を抑えた活用をすることが大切ではないでしょうか。

● 最後に

業務の整理には、課題を持つ担当者の意見をヒアリングして整理をすることになるでしょう。どのように整理して良いのか分からない場合には、お付き合いのあるシステム担当の会社に相談されることや、専門家に相談されることをお勧めします。ルール化された業務があって、RPAツールがあり、現場の方々がいらっしゃいます。相互に連携できればRPAツールは大きな効果を発揮するものと考えます。

1年間4回に渡ってお読み頂きありがとうございました。



利用者急増！

“退職代行” サービス



特定社会保険労務士
村松 文治

《プロフィール》

【事 務 所】 社会保険労務士法人 村松事務所
【事業内容】 経営人事のコンサルティング、社会保険労務士業務、給与計算代行
【得意分野】 労務管理全般。特に就業規則や各種助成金の申請、雇用管理・労災の相談については専門。
【連 絡 先】 松江市学園南1-2-1くにびきメッセ(西棟) 6F
TEL : 0852-29-0558 FAX : 0852-29-0559

◆“退職代行” とは

近年、退職代行サービスの利用者が増加しています。退職代行サービスとは、直接退職の意思を伝えることが難しい従業員に代わり、退職意思の伝達や、処理を行うものです。利用者は退職する企業と一切やり取りをすることなく、自分で辞めるよりもスムーズに退職できると謳う業者が多いのが特徴です。

一方、弁護士のいない代行会社も多く、その場合は利用者の意思・希望の伝達以上のことはできません。退職にまつわる交渉等をするには、企業は従業員本人と連絡をとらなければなりません。費用は3～5万円が多く、弁護士に依頼するよりも当初の費用は抑えられますが、代行する行為にも制限があるのが特徴です。

◆背景にある問題

利用者が増加する背景には、さまざまな問題があります。退職代行サービスを利用する理由として多いのは、次のようなものです。

- ① 退職の意思を伝えたが、人手不足や上司の多忙等を理由に受け入れてもらえない
- ② パワハラがあり、相手の態度・言動が怖くて退職を言い出せない
- ③ 執拗な引留め交渉に時間を取られたくない

従業員本人としては退職の意思が固まっているにもかかわらず、企業側がそれを受け入れないという状況が読み取れます。「自分の意思が尊重されないのでは」という思いが利用者側にあるようです。

◆企業の対応

従業員が退職代行サービスを利用すると、ある日突然、代行会社から企業に連絡がきます。書面や電話等により、「当該従業員は本日より出社できない、有給を消化したうえで退職したい、以降の連絡は退職代行会社へしてほしい」という旨を伝えられることが多いようです。突然出社しなくなるため、退職の理由を従業員本人から聞く機会もなければ、業務の引継ぎも難しい場合がほとんどです。

原則として退職は自由です。それが従業員本人の意思であれば、企業は退職を受け入れ、必要な手続きを速やかに行うのが一般的です（交渉すべき事項がある場合は除く）。

企業としては、残念ながら、実質的にできることはあまりありません。引継ぎをしないで退職をする際には、（退職金規程に）退職金を減額できる規定を記載しておくことが考えられますが、中退共などの退職金制度によっては、それもできないケースもあります。

いずれにしても、問題がこじれるのを防ぐためにも、従業員が退職代行サービスを利用しなくてもよいと思える環境を企業が整備することが求められます。



令和元年度 島根県各種功労者表彰

昨年11月25日（月）、松江市内にて令和元年度島根県各種功労者表彰式が執り行われました。

島根県各種功労者表彰は、地方自治、産業、文化等の分野においてそれぞれの発展向上を促し、島根県のために貢献した功績が特に顕著な方の功を顕彰することを目的としています。

栄えある受賞をお慶び申し上げますとともに、今後の益々のご活躍をお祈りします。



曾田様



矢田様



山口様



土田様

令和元年度 島根県各種功労者表彰 受賞者（順不同）

功 労	氏 名	主要経歴（令和元年12月25日時点）
商 工	曾 田 清 様	元 協同組合松江鉄工センター 理事長
商 工	矢 田 信 一 様	元 島根県電気工事工業組合 理事長
商 工	阿知波 義 雄 様	元 益田市製材木工事業協同組合 理事長
商 工	山 口 研 二 様	元 島根県菓子工業組合 理事長
商 工	土 田 好 明 様	現 島根県石油協同組合 理事長

※島根県中央会の推薦による
商工功労受賞者（5名）のみ
掲載しております

中小企業等協同組合法施行70周年及び中小企業団体の組織に関する法律施行60周年記念式典

全国中央会は、昨年11月26日（火）、ANAインターコンチネンタルホテル東京（東京都港区）において、中小企業等協同組合法施行70周年及び中小企業団体の組織に関する法律施行60周年記念式典を開催しました。

島根県からの受賞者は次のとおりです。おめでとうございます。

中小企業等協同組合法施行 70 周年記念		
経済産業大臣賞（協同組合等功労者）	吉 田 稔 様	浜田卸商業協同組合 理事長
中小企業庁長官賞（協同組合等功労者）	安 来 賢 吉 様	島根県産業振興協同組合 理事
	室 家 隆 一 様	協同組合大社ショッピングセンター 理事・相談役
	長 嶺 征 昭 様	島根県農業機械商業協同組合 副理事長
	野 元 利 實 様	松江銅構造協同組合 理事
組合専従優良職員	梅 木 崇 様	協同組合横田ショッピングセンター 事務局長
	布 施 則 行 様	協同組合島根県土質技術研究センター 事務局長
	三 浦 秀 司 様	協同組合アベル 事務局長
	八幡垣 美枝子 様	島根県石油協同組合 主任
	石 田 哲 夫 様	島根県石油協同組合 事務局次長
	多 野 美 和 様	協同組合島根県鐵工会 鉄鋼営業部 部長
	青 山 周 平 様	島根県火災共済協同組合 事務局次長
中小企業団体の組織に関する法律施行 60 周年記念		
組合専従優良職員	藤 江 幸 一 様	島根県中古自動車販売商工組合 事務局長
	萩 原 朱 美 様	島根県電気工事工業組合 主任

Q&A

『総会手続き』について

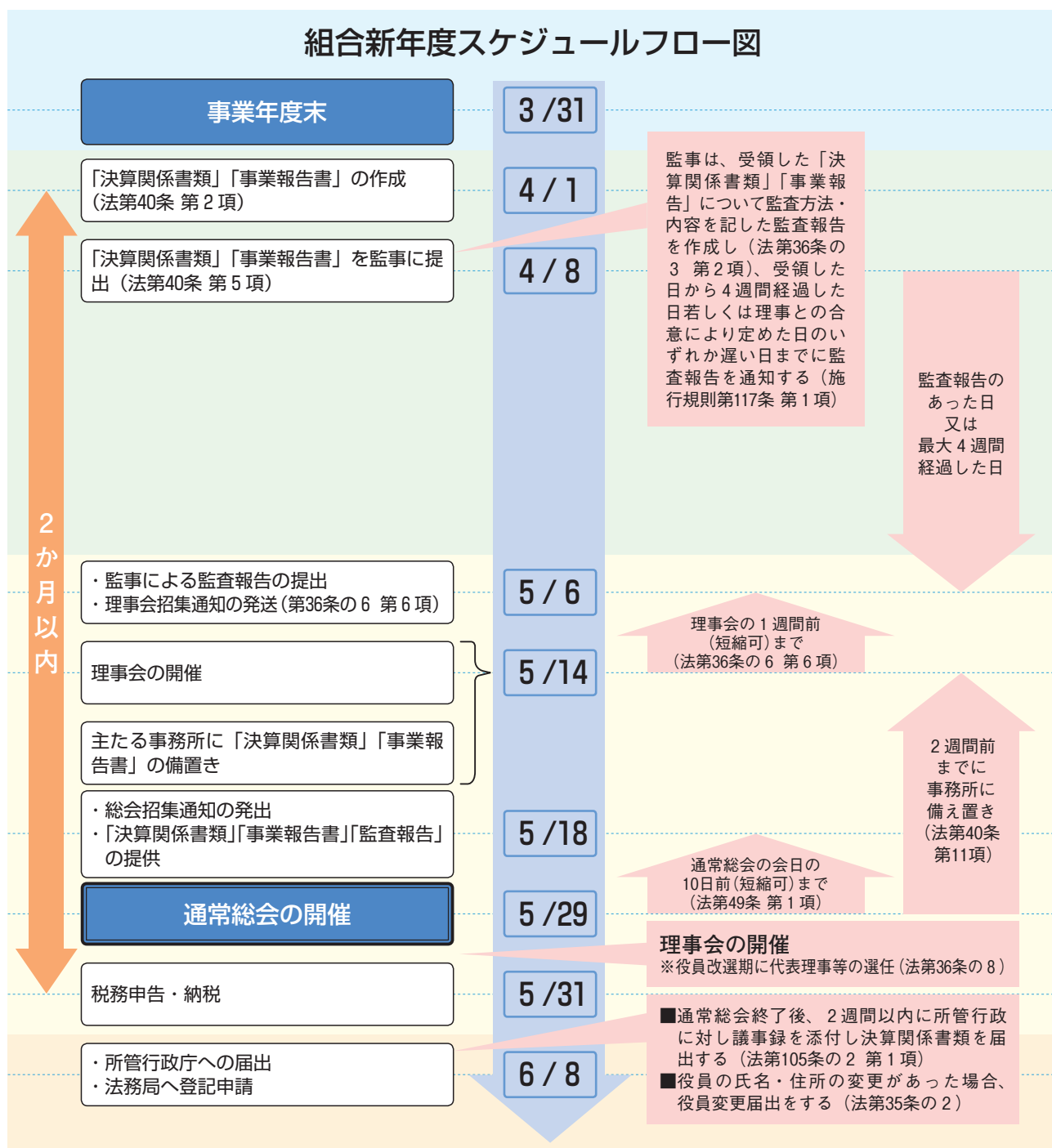
Q

決算を中心に、年度末から総会までの手続き等について、教えてください。

A

以下の図に示した通りとなります。

※本文中に出てくる法とは「中小企業等協同組合法」を指し、その手続きが定められている条文を記載しています。



より詳しい内容については当会までお問い合わせ下さい

BCP (事業継続計画) セミナー 開催

昨年11月14日（木）、松江市内にてBCP（事業継続計画）セミナーを開催しました。

本セミナーでは、『中小企業の災害対策の現状と事業継続力強化に必要なこれからの取組み』をテーマとして、中国経済産業局様より、平成30年7月豪雨（西日本豪雨）の被害状況や、「中小企業強靱化法」の趣旨、防災に取り組む企業を国が支援する「事業継続力強化計画」の認定制度等について発表をいただくとともに、国内最高峰のBCPエキスパートである、株式会社レジリエンスプランニングオフィス 代表取締役（NPO法人事業継続推進機構 副理事長）伊藤 毅氏を講師にお迎えし、事業継続力強化計画認定制度における税制措置や補助金の加算などの支援策等について解説していただきました。

また、これまでのBCPとの違いや、災害対応意識の高い中小企業の取り組み等、大局的な視点から事業継続についてご講演いただき、防災・減災意識のさらなる向上を呼び掛けました。

10月には首都圏から東北へと進んだ台風19号が東日本の各地で甚大な水害をもたらしたこともあり、参加者全員が「明日は我が身」と真剣な眼差しで、災害発生時の初動対策や実効性の高い計画策定のポイントを学びました。



令和元年度 中国ブロック指導員研究会 (労働) 開催

昨年11月27日（水）、“労働”をテーマに中国5県の中央会指導員による研究会を松江市にて開催しました。

本研究会では、『女性活躍推進に係る労働環境整備』について、有限会社高浜印刷様より取り組み事例をご紹介いただくとともに、当社内に設置されたキッズルームを視察しました。

当社は、職場の整理整頓で生まれたスペースをキッズルームに改装し、ガラス越しに遊んでいる子どもに目を配りながら急ぎの仕事を片付けることができるなど、子育て中の社員を積極的に支援しています。



島根県中央会 新年賀会 開催



去る1月29日（水）、松江市内にて令和2年新年賀会を開催いたしました。

賀会は、杉谷会長の挨拶に続き、平成31年・令和元年中に当会からの推薦により受賞された各種功労者の皆様のご紹介、丸山知事の年頭所感、さらに、ご来賓の皆様より晴れやかな年頭にふさわしいご祝辞を頂戴しました。

組合関係者をはじめとする多数の皆様にご列席を賜り、無事盛会裏に幕を閉じました。

ご繁忙の折にも関わりませず、ご臨席賜りました皆様には、厚く御礼申し上げます。